

第6回高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会 議事要旨

1 日 時：平成27年3月6日（金）10時00分～12時00分

2 場 所：主婦会館プラザエフ 8階 スイセン

3 出席者

部 会 員：野村部会長、金田副部会長、河村部会員、野竹部会員、岩佐部会員、今井氏（篠原部会員代理）、会田氏（下村部会員代理）、湯浅氏（丸山部会員代理）、湯川部会員、横田氏（川井部会員代理）、松本部会員、行徳氏（伊藤部会員代理）、小寺氏（久木野部会員代理）、七條部会員

事 務 局：米澤課長、伊藤専門官、金子設備係長、近藤主査、北野事務官、久保田事務官、吉田事務官

4 配布資料

資料6-1：前回議事要旨（案）

資料6-2：光警報装置の設置に係るガイドライン（案）

資料6-3：新技術を活用した光警報装置の設置費用について

資料6-4：今後予想される新技術について

参考資料6-1：部会員名簿

5 議事内容（○：部会員発言、●：事務局発言）

（1）第5回議事要旨（案）（資料6-1）

資料6-1について事務局から説明がなされた。

修正については、検討部会1週間後を目途に事務局まで連絡することとされた。

（2）光警報装置の設置に係るガイドライン（案）等について（資料6-2）

資料6-2について事務局から説明がなされた。

- 聴覚障がい者に火災の警報を確実に伝達するための手段として、光警報装置によるほか、シェーカーや携帯電話の連絡、ソフト面では避難誘導等、多数の方法がある。

本資料は警報伝達手段の一手段として光警報装置を設置する場合のガイドライン（案）を示すものである。

- 「第二 設置対象物」(1)において、「その他これらに類する防火対象物」とあるが、これは具体的にどのようなものか。また、(2)において、「主に聴覚障がい者が出入りする防火対象物」とあるが、どのような状態を主にと考えればよいのか。
- 「これらに類する防火対象物」とは、例えば旅客船やフェリーの港で、大規模な空港や駅のように多くの者が日々利用する施設を指す。また、「主に聴覚障がい者が出入りする防火対象物」とは、福祉施設の中でも入居施設のように利用者が固定されず、日々多くの聴覚障がい者の方が利用するような施設を対象にしている。
- 「出入り」という言葉はあまり相応しくないため、「利用する」という言葉に変更したほうが良いのではないか。
- 了解した。
- 「聴覚障がい者が使用する頻度が高い」という表現だと、社会福祉施設だけが該当し、空港等は含まれないと解釈されるのではないか。
- ガイドラインの中で空港等が対象になっていることは明らかと考える。
- 設置の義務化を前提にガイドラインを作るのであれば良いが、そうでなければガイドラインを作っても、効果が得られないのではないか。
- このガイドラインは、設置を推奨する対象物における設置方法を示すものである。ただ、ガイドラインの作成だけでなく、大規模な空港及び駅等の関係者にこのガイドラインを使って周知を図るなど、光警報装置の設置を促していきたいと考えている。
- 社会が理解していない段階で、最初から義務付けというのは難しい。だからこそ、今後社会に対して、光警報装置が重要であることを理解してもらうような活動が必要になってくる。
- 確かに突然法制化することは、難しいと理解しているが、設置が進むような状況を作り出していくことが重要である。例えば、駅舎等へのエレベーターの設置は、ガイドラインから始まり、交通バリアフリー法により義務化となったと思うが、光警報装置も同様の方策を考える必要がある。
- ガイドラインだけでは十分な促進は図れないかもしれないが、現在光警報装置を設置する場合の指標が何もないことが問題と考えているので、まずはガイドラインにより光警報装置の存在を世の中に示したいと考えている。
- 「第三 設置場所」(1)に、「常時無人である場所」の具体例として「電気室」、「階段室内」、「駐車場」とあるが、「階段室内」や「駐車場」は、常時無人ではなく、むしろ聴覚障がい者が一人になる可能性の高い場所である。
- ご指摘を踏まえ修正する。
- ガイドラインは、様々な意見を取り入れながら、慎重かつ早急に作成することが重要である。そのため、ガイドラインは部会員の立場でそれぞれの団体に持ち帰り、検討していただきたい。また、ガイドラインに至る検討経緯をまとめておいたほうが良いのではないか。

(3) 光警報装置の新技术等について（資料6-3、6-4）

資料6-3及び6-4について事務局から説明がなされた。

- 制御装置を減らせるのは良いが、1台だけでは心配なので、バックアップが必要ではないか。
- この制御装置は、接続されているそれぞれの光警報装置を同じタイミングで光らせるためのものであり、バックアップを必要とするものではない。
- 無線化により、混信の問題は出てこないのか。
- 周波数帯を少しずらすことによって、混信は避けられる。
- 無線の届く範囲は、限定されるのか。
- 電波のため、届く範囲に限界はあるが、中継器を設置することで範囲を拡大できる。
- 一つの建物内に有線と無線のものを設置場所の環境等に応じて、使い分けることは可能か。
- 可能である。

(4) その他

検討部会について、閉会する旨の説明がなされた。

- ガイドラインの方針については、部会員の皆さんの合意を得たということで、本検討部会が出された意見について修正した後、委員長にお任せいただくこととしてよいか。
- 異議なし。